

## 第1回智頭町議会定例会会議録

平成26年3月20日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 1号 専決処分について
- 第 4. 議案第 2号 平成26年度智頭町一般会計予算
- 第 5. 議案第 3号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 4号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 5号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 6号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 7号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第10. 議案第 8号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第11. 議案第 9号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第12. 議案第10号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第13. 議案第11号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第14. 議案第12号 平成26年度智頭町水道事業会計予算
- 第15. 議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算
- 第16. 議案第22号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第17. 議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正について
- 第18. 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第19. 議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第26号 智頭町税条例の一部改正について
- 第21. 議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第22. 議案第28号 智頭町温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第24. 議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第 25. 議案第 31 号 町道の路線認定について
- 第 26. 議案第 32 号 町道の路線変更について
- 第 27. 議案第 33 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 28. 議案第 34 号 平成 25 年度智頭町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 29. 議案第 35 号 平成 25 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 30. 陳情について
- 第 31. 発議第 1 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 第 32. 発議第 2 号 交付税の確保と単独自立への配慮に関する意見書の提出について
- 第 33. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第 34. 議員派遣の件について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 1 号 専決処分について
- 第 4. 議案第 2 号 平成 26 年度智頭町一般会計予算
- 第 5. 議案第 3 号 平成 26 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 4 号 平成 26 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 5 号 平成 26 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 6 号 平成 26 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 7 号 平成 26 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 8 号 平成 26 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 9 号 平成 26 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 12. 議案第 10 号 平成 26 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 13. 議案第 11 号 平成 26 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 14. 議案第 12 号 平成 26 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 15. 議案第 13 号 平成 26 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 16. 議案第 22 号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定

について

- 第17. 議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正について
- 第18. 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第19. 議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第26号 智頭町税条例の一部改正について
- 第21. 議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第22. 議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第24. 議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第25. 議案第31号 町道の路線認定について
- 第26. 議案第32号 町道の路線変更について
- 第27. 議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第28. 議案第34号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
- 第29. 議案第35号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第30. 陳情について
- 第31. 発議第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 第32. 発議第2号 交付税の確保と単独自立への配慮に関する意見書の提出について
- 第33. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第34. 議員派遣の件について

1. 会議に出席した議員（12名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 大河原 昭 洋 | 2番 高 橋 達 也  |
| 3番 大 藤 克 紀 | 4番 岩 本 富美男  |
| 5番 中 野 ゆかり | 6番 平 尾 節 世  |
| 7番 岸 本 眞一郎 | 8番 徳 永 英太郎  |
| 9番 石 谷 政 輝 | 10番 酒 本 敏 興 |
| 11番 南 肇    | 12番 谷 口 雅 人 |

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
病院事業管理者		安藤嘉美
総務課	長	葉狩一樹
企画課	長	岡田光弘
税務住民課	長	西沖和己
教育課	長	長石彰祐
地域整備課	長	安藤充憲
山村再生課	長	上月光則
地籍調査課	長	草刈英人
福祉課	長	岸本光義
総務課参事		矢部整
税務住民課参事兼水道課長		萩原学
福祉課参事		國政昭子
会計課	長	寺坂英之
病院事務次長		寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	河村実則
書記	森本宝

開会 午後 1時00分

開会 あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

### 日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、石谷政輝議員、10番、酒本敏興議員を指名します。

### 日程第2． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会の派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3． 議案第1号

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第1号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第1号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4． 議案第2号から日程第22． 議案第28号及び日程第25．  
議案第31号から日程第27、議案第33号まで 22案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算から日程第22、議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正についての19議案及び日程第25、議案第31号 町道の路線認定についてから日程第27、議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての3議案を一括して議題とします。

この22議案については、3月7日の議会において、予算特別委員会、総務常任委員会並びに民生常任委員会にそれぞれ付託しておりますので、これより各委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算特別委員長に報告を求めます。

11番、南 肇議員。

○11番（南 肇） 3月7日の本会議において予算特別委員会に付託された議案について、3月10日、11日に委員会を、12日、13日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査したので、その結果について報告いたします。

今期定例会において付託を受けた議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算、議案第3号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算、議案第5号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第6号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第7号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、議案第9号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第10号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第11号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成26年度智頭町水道事業会計予算及び議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、附帯意見として次のとおり申し添えます。

特に住民にかかわる事業については、十分周知徹底されますよう配慮されたい。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番(石谷政輝) 3月7日の本会議において総務常任委員会に付託された審議について、3月13日、委員会を開き、慎重に審査しましたので、その結果について報告します。

今定例会において付託を受けた議案第22号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正について、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第26号 智頭町税条例の一部改正について、議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について、議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更については、いずれも妥当なものとして認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

よって、総務常任委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番(岸本眞一郎) 3月7日、本会議において民生常任委員会に付託された議案第31号 町道の路線認定について、議案第32号 町道の路線変更について、3月12日、委員会を開き、慎重に審議した結果、いずれも認めることと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、民生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第4、議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第3号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計  
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予  
算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の討

論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第12号 平成26年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第22号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第26号 智頭町税条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についての  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正に  
ついての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第31号 町道の路線認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第32号 町道の路線変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第29号

○議長（谷口雅人） 日程第23、議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、適任であるとの意見を付したいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案については、適任であるとの意見を付することに決定しました。

#### 日程第24．議案第30号

○議長（谷口雅人） 日程第24、議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、適任であるとの意見を付したいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。



(賛成者起立 11名)

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案については、適任であるとの意見を付することに決定しました。

日程第28. 議案第34号から日程第29. 議案第35号 2案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第28、議案第34号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第8号）及び日程第29、議案第35号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の2議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） このたび追加提案をいたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第34号 平成25年度智頭町一般会計補正予算につきましては、智頭病院事業会計へ繰出金を増額するものです。補正後の予算総額は77億5,273万6,000円となります。

次に、議案第35号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算につきましては、過年度分費用の過小納付による修正を行うため増額するものです。

以上、追加議案について説明しました。詳細については主管課長をもって説明をさせていただきますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第28、議案第34号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第8号）及び日程第29、議案第35号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の2議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第28、議案第34号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、平成25年度智頭町一般会計補正

予算、ごらんいただきたいと思います。1枚はぐっていただきまして、議案第34号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第8号）。

6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。まず、7ページ、歳出でございます。病院施設費といたしまして、病院事業会計への繰出金として2,000万円を増額いたすものでございます。

なお、歳入につきましては、6ページをごらんいただきたいと思いますが、地方交付税をもって措置をしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第35号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） それでは、平成25年度智頭町病院事業会計補正予算書をごらんください。まず、1ページでございます。議案第35号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）。

8ページをごらんください。支出のほうですけれども、これは過年度分費用の過小納付による修正を行うため、特別損失の費用を増額したものでございます。収入につきましては、町からの補助金をもって充てることにしております。以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時33分

再 開 午後 1時34分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28、議案第34号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第35号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第30. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第30、陳情についてを議題とします。

3月7日の議会において所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月7日に本会議において付託を受けた陳情について、3月13日、委員会を

開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 智頭小学校の学校施設及び学校環境の改善に関する要望書は採択、陳情第2号 智頭中学校新築校舎の普通教室へのエアコン設置については採択、陳情第3号 智頭町の文化振興に関する要望書は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第1号 智頭小学校の学校施設及び学校環境の改善に関する要望書、陳情第2号 智頭中学校新築校舎の普通教室へのエアコン設置について、陳情第3号 智頭町の文化振興に関する要望書を採決します。

委員長の報告は、陳情第1号は採択、陳情第2号は採択、陳情第3号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月7日に本会議において付託を受けた陳情について、3月12日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第4号 陳情書は採択すべきものと決定しまし

た。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第4号 陳情書を採決します。

委員長の報告は、陳情第4号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決定しました。

### 日程第31． 発議第1号

○議長（谷口雅人） 日程第31、発議第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 発議第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。提出者、智頭町議会総務常任委員長 石谷政輝。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書。

新聞は、長年にわたり国民の身近な情報源として、世界・国内の政治・経済・社会情勢から地域に暮らす人々の息遣いまで幅広く伝えてきました。広範な分野のニュースや情報、多様な意見や評論を読者に提供することで、民主主義社会の健全な発展、地域の振興、住民生活の向上に寄与しています。

今日、我が国は諸外国との関係を初め、大きな転換期にあり、地方はかつてない過疎・高齢化という困難な問題に直面しています。活字離れによるリテラシー（読み書き能力、教養・常識）の低下も深刻です。国際社会で確固たる地位を保ち、地域を活性化し、リテラシーを高めるには幅広い分野の情報がこれまで以上に重要になってきます。

特に地方において、新聞は、行政サービスや議会の動き、住民団体の取り組み、地域課題、暮らし情報など幅広い分野を細かく伝え、住民生活の質的向上や生活支援に大きな役割を果たしています。地方のあり方が問い直されている中で、その役割は増していくものと思われまます。さらに、地域に張りめぐらされた販売所ネットワーク（宅配網）によって、子どもや高齢者の見守り活動を担う安心・安全な地域づくりの機能も担っています。

こうした中、政府は平成26年4月1日以降、消費税率の引き上げを予定しています。課税強化で購読料負担が増せば、経済的理由で新聞を読めなくなる人がふえる懸念があります。欧州の大半の先進国は、新聞などを民主主義の公共財と位置づけ、知識に課税せずを基本にゼロ税率や軽減税率を適用して、国民の知る権利に応えています。

民主主義の主役は地域住民です。我が国及び地域がさらに発展するためには、世界に誇る個別宅配制度を維持し、住民が気軽に新聞を読める社会が続くことが欠かせません。

よって、下記の事項の実現を強く要望します。

記。1、消費増税に際し、複数税率を導入すること。1、新聞への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成26年3月20日。鳥取県智頭町議会議長 谷口雅人。

なお、送付先は次のとおりとする。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第32. 発議第2号

○議長（谷口雅人） 日程第32、発議第2号 交付税の確保と単独自立への配慮に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 発議第2号 交付税の確保と単独自立への配慮に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり智頭町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。提出者、智頭町議会議会運営委員長 酒本敏興。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

交付税の確保と単独自立への配慮に関する意見書。

平成16年の平成大合併において、本町は住民福祉と真の住民のための地域活性化を目指して単独自立を選択した。自主財源が乏しい本町は、10年間の合併

交付税で特例を受けた合併市町村に対して、単独自立の責務を自覚し、厳しい財政に苦慮しながらも生き活きとした町づくりを実践してきた。

しかるに国は、合併特例債の期限延長や交付税の組み替えにあわせた支所数に応じた配分の増加を検討していると聞く。また、地方財政の悪化に配慮した交付税の別加算を廃止する考えも示唆している。総額で伸びていない地方交付税で、これらの措置は単独自立の市町村へのしわ寄せとなり、まことに遺憾である。

よって、国が合併を推進した当時の優遇措置を合併市町村に付与することに反対し、平成25年度以上の交付税の総額確保と単独市町村への応分の配慮を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年3月20日。鳥取県智頭町議会議長 谷口雅人。

送付先は次のとおりとする。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第2号 交付税の確保と単独自立への配慮に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33．閉会中の継続調査の申し出について



○議長（谷口雅人） 日程第33、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第34．議員派遣の件について

○議長（谷口雅人） 日程第34、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付しており派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回定例会を閉会します。

閉 会 午後 1時54分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成26年3月20日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 酒 本 敏 興